

学校施設環境改善交付金等の交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

公立学校施設以外の施設等を交付対象に含めるなどしている15事業主体において過大に算定されて

いる交付金の交付額(支出) 3 4 6 7 万円

交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させていない8事業主体において生じている交付金の

交付額の開差額(支出) 3 4 6 3 万円

交付対象工事費の上限額を上回る金額を実績報告時に計上するなどしている4事業主体において

生じている交付金の交付額の開差額(支出) 7 0 7 4 万円

1 交付金事業等の概要

(1) 交付金事業の概要

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立の義務教育諸学校等の施設（以下「公立学校施設」という。）の整備に関して地方公共団体が作成する施設整備計画に基づく施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金（平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。）を交付する事業を実施しており、20年度から24年度までの間における交付金の交付額は、計6290億3952万余円と多額に上っている。

(2) 交付金の交付額の算定

交付金の交付額は、算定対象となる個々の施設整備事業（以下「交付対象事業」という。）ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に同大臣が定める割合（以下「算定割合」という。）を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額（以下「交付対象工事費」という。）に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとなっている。

(3) 配分基礎額の算定

配分基礎額は、交付対象事業の種別ごとに定められた配分基礎額を算定する際の基礎となる面積に、同省が定める単価を乗ずるなどして算定することとなっている。一方、大規模改造事業のうち法令適合工事等に係る配分基礎額については、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定することとなっている。

(4) 学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合の取扱い

地方公共団体においては、既存施設の有効活用の観点から、学校内の余裕教室を放課後児童クラブ等として活用することが推進されている。このように、国庫補助金等の交付を受けて整備した公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合には、地方公共団体は、原則として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく文部科学大臣の承認（以下「転用の承認」という。）を受けることとなっている（以下、転用の承認を受けた当該施設を「公立学校施設以外の施設」という。）。また、学校建物内に放課後児童クラブのような公立学校施設以外の施設が設置されている場合には、当該施設を耐震補強事業等の交付対象に含めないこととなっている。

(5) 交付対象工事費の上限額

一部の交付対象事業については、施設整備計画に交付金の交付対象として計上することができる工事費に上限額が設けられており、これが交付申請時の交付対象工事費の上限額となっている。

2 本院の検査結果

(注)

9県及びその管内の263市町村等が、20年度から24年度までに実施した1,415交付金事業（交付金の交付額計1779億4224万余円）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注) 9県 山形、群馬、神奈川、新潟、富山、福井、長野、大分、宮崎各県

(1) 公立学校施設以外の施設等を交付対象に含めるなどしているもの

15事業主体は、余裕教室を活用して学校建物内に放課後児童クラブ等を設置していた。そして、このうち5事業主体は、余裕教室について転用の承認を受けていたが、公立学校施設以外の施設の面積を控除するなどして交付金の交付額を算定する必要があったのに、交付対象に含めて交付額を算定していた。また、残りの10事業主体は、余裕教室を放課後児童クラブ等として使用する時間帯が放課後や休日等であることから、一時的な使用に当たると判断するなどして転用の承認を受けておらず、当該余裕教室を交付対象に含めて交付額を算定していた。しかし、10事業主体は、当該余裕教室を、学校教育以外の用途で使用するために改修するなどした上で常態的に専用使用していることから、転用の承認を受けた上で、公立学校施設以外の施設として交付対象に含めずに交付額を算定する必要があったと認められる。

(2) 法令適合工事等に係る実績報告時の配分基礎額の算定に当たり、交付対象工事費の減額を反映させていないもの

8事業主体は、法令適合工事等について、交付対象工事費については実績報告時に、その減額を反映しているのに、配分基礎額については特段の定めがないとして交付申請時と同額を計上していた。しかし、法令適合工事等に係る配分基礎額については、事業箇所の実情に即して算定することとなっていることから、実績報告時に交付対象工事費の減額があった場合には、これを配分基礎額にも反映させることが適切であると認められる。

(3) 交付対象工事費の上限額を上回る金額を実績報告時に計上するなどしているもの

4事業主体は、大規模改造事業等において、実績報告時の交付対象工事費に上限額を適用することとはなっていないとして、実績報告時の算定額が上限額を上回っているのに、算定額をそのまま計上するなどしていた。しかし、交付申請時の交付対象工事費の上限額は、限られた予算の中で公立学校施設の整備を効率的に実施するために同省が設定しているものであることから、実績報告時にも適用することが適切であると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

文部科学省において、交付金の交付額が適切に算定され、公立学校施設が経済的かつ効率的に整備されるための処置を講ずるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用の承認が必要となる場合の基準等を明確に示すとともに、交付金の交付額の算定に当たり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合には、当該施設は交付対象にならないことを事業主体及び実績報告書の審査を行う都道府県に周知徹底すること（会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの）

イ 法令適合工事等に係る配分基礎額について、実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合には、これを当該配分基礎額にも反映させる必要があることを明確に定めること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

ウ 交付申請時の交付対象工事費の上限額について、実績報告時にも適用する必要があることを明確に定めること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）